

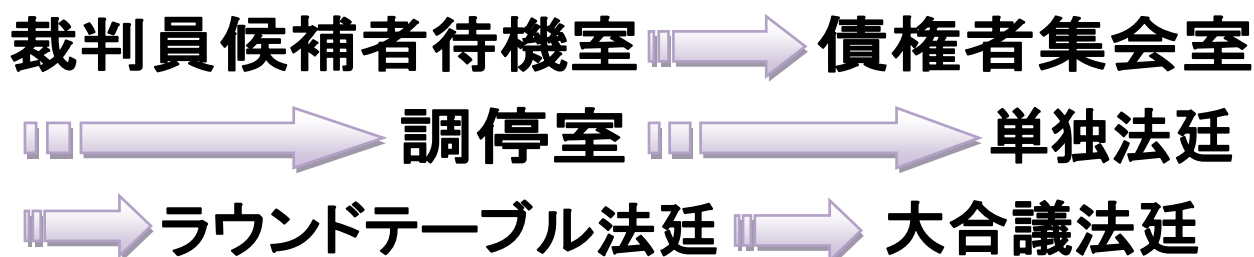
そこが知りたい裁判所

～裁判所職員とめぐる京都地裁～

を実施しました！

法を身近に感じていただき、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるよう、裁判所では毎年10月に「法の日」週間行事を実施しています。京都地方裁判所では、平成27年10月31日（土）に「法の日」週間行事「そこが知りたい裁判所 ～裁判所職員とめぐる京都地裁～」を開催しました。参加者の皆さんには5つのグループにわかれていただき、職員の案内のもと、裁判所内の様々な部屋を見学していただきました。

見学コース（※一例です。）



裁判員候補者待機室



この部屋は、選任手続期日に、裁判所にお越しいただいた裁判員候補者を最初に御案内する部屋です。裁判員に選ばれるまでの流れなどを説明しました。「裁判員になるにあたり、法律の知識が全くなくても大丈夫なのか。」などの御質問をいただきました。

債権者集会室



この部屋は、破産手続で使われる部屋です。破産の目的、債権者集会の様子などを説明しました。

調停室



この部屋では、調停とは何か、調停と裁判の違い、調停のメリットなどを説明しました。

単独法廷



ラウンドテーブル法廷

この2つの部屋はどちらも法廷です。それぞれの部屋について、どのような場合に使用するのか、裁判官、弁護士はどこに座るのかといったことを説明しました。参加された皆さんには2つの法廷の雰囲気の違いを感じていただけたと思います。

大合議法廷



最後は全グループが大合議法廷（京都地方・簡易裁判所の中で一番大きい法廷）に集まりました。ここでは、裁判官が、裁判員裁判を行う際に裁判官として気をつけていることなどを説明しました。説明後は、裁判官が法廷で着用する法服を着て、裁判官席に座り、写真撮影をするなど、参加された皆さんに楽しんでいただきました。

参加者の方からは、「これほど細部に渡って裁判所を見学することがないので良い経験ができたと思います。」、「職員の方が実際にどのような仕事をされているのかイメージができました。」などの御感想をいただきました。

裁判所の役割について知っていただく良い機会になったと思います。御参加いただいた皆様、ありがとうございました。

京都地方裁判所事務局総務課広報係